

謝金等及び手数料に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という。）定款第12条第3号の規定に基づき、本会が実施する事業に関して、本会が支出する謝金等及び会員から徴収する手数料のうち定型的な業務にかかる額又は割合について必要な事項を定めるものとする。

(謝金等)

第2条 本会が支出する謝金等は、別表第1に定めるそれぞれの額とする。

(支給方法)

第3条 謝金等は、理事会において別に定める手続により、支払対象となる業務が完了した日が属する月の翌月末日までに支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象の業務が行政機関、公的機関又は企業等（以下「行政機関等」という）からの委託によるものである場合は、当該委託元からの入金を確認された日が属する月の翌月末日までに支給する。

(手数料)

第4条 本会が徴収する手数料は、別表第2に定める割合とする。

(徴収方法)

第5条 手数料等は、理事会において別に定める手続により、徴収対象となる業務が完了した日が属する月の翌月末日までに徴収する。

(必要事項の決定)

第6条 この規則の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

別表第1（第2条関係）

謝金等の支出額表

会員が、行政機関等が主催する相談会等で本会が相談員として派遣する業務に従事したとき（4時間以上）	20,000円（税別）/回
会員が、行政機関等が主催する相談会等で本会が相談員として派遣する業務に従事したとき（4時間未満）	5,000円（税別）/時間
会員が、本会が主催する研修会等で講師業務に従事するとき	15,000円（税別）/時間
会員以外の者に、本会が主催する研修会等で講師業務を依頼するとき	20,000円（税別）/時間
上記以外のイベント等で、専門家または企業経営者等に、講師を依頼するとき	理事会で相応と判断した額

別表第2（第4条関係）

徴収する手数料の額又は割合表

本会が斡旋する業務に従事し対価（消費税部分は除き、1,000円未満切捨）を得たとき	10%
会員が自己営業の業務を発注先の了解のもと当会との契約をもって行い対価（消費税部分は除き、1,000円未満切捨）を得たとき	10%

上記の場合において、同一事業（委託元、業務の対象及び業務内容が同じ場合）で、同一年度に支給される対価の額が5万円未満の場合は手数料を徴収しない。

附則（令和3年6月5日総会議決）

この規則は、令和3年6月5日から施行する。